

・・・私は申告するの？しないの？



◆「公的年金等」とは、厚生年金や企業年金など各種年金（個人年金・遺族年金・障害年金を除く）のことです。

平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等以外の所得が20万円以下である場合、確定申告（所得税）をする義務がなくなりました。

ただし、**確定申告をすることにより税金が戻る場合については確定申告（所得税）をすることができます。**

また、確定申告は不要でも、**市民税・県民税申告が必要な（又はした方がよい）場合があります。**

◆ステップ① 公的年金等の収入のみの方で次の場合は申告不要です。（当てはまらない方は、ステップ②へ！）

公的年金等（個人年金・遺族年金・障害年金を除く）のみの収入の方の場合は、次の金額であれば非課税のため申告不要です。ただし、源泉徴収税額がある場合は、ステップ②のフローチャートをご確認ください。

【65歳未満】101万5000円以下 【65歳以上】151万5000円以下（収入があった翌年の1月1日現在の年齢）

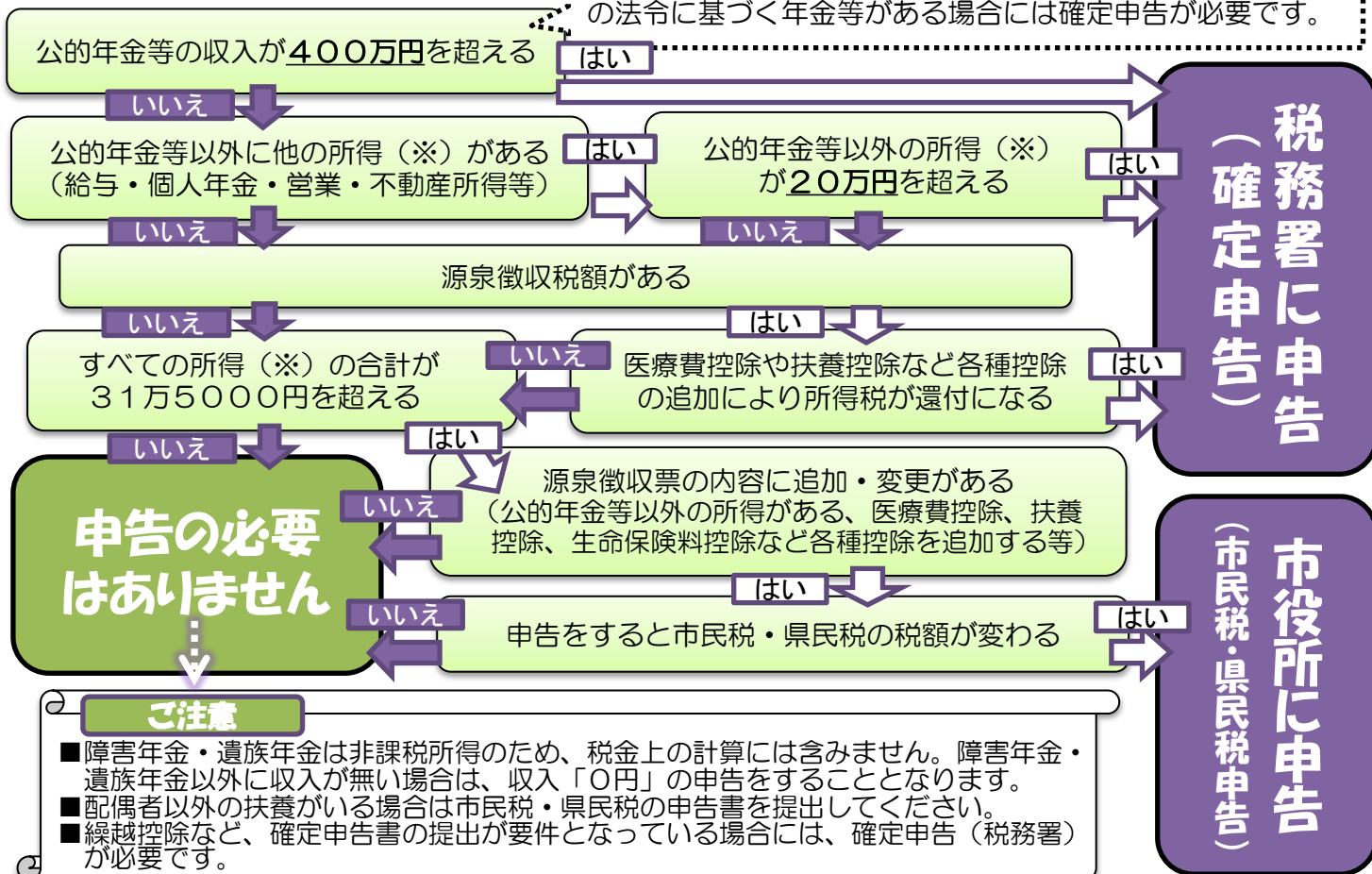
・・・配偶者控除がある場合は、

【65歳未満】159万2000円以下 【65歳以上】201万9000円以下

（配偶者控除の有無については、源泉徴収票を確認してください。なお、配偶者控除の対象となるには配偶者の所得（※）が38万円以下でなくてはなりません。）

◆ステップ② 年金所得者のフローチャート

平成27年分以降、年金収入が400万円以下であっても外国の法令に基づく年金等がある場合には確定申告が必要です。



ご注意

- 障害年金・遺族年金は非課税所得のため、税金上の計算には含みません。障害年金・遺族年金以外に収入が無い場合は、収入「0円」の申告をすることとなります。
- 配偶者以外の扶養がいる場合は市民税・県民税の申告書を提出してください。
- 繰越控除など、確定申告書の提出が要件となっている場合には、確定申告（税務署）が必要です。

◆重要用語（※）「所得とは・・・」

複数の種類の所得がある場合はそれぞれを計算し合算してください

所得とは収入から必要経費を引いた残りの金額のことを言います。

ただし、給与や年金の場合は必要経費の定義が難しいため、決められた計算により所得を求めます（マイナスになった場合は0円）。

【給与収入1,619,000円未満の場合】（それ以上収入がある方については別途お問い合わせください）

給与収入－65万円＝所得

【年金収入の場合】（以下の条件に当てはまらない方については別途お問い合わせください）

収入があった翌年の1月1日現在**65歳未満で年金収入130万円未満の方**

年金収入－70万円＝所得

収入があった翌年の1月1日現在**65歳以上で年金収入330万円未満の方**

年金収入－120万円＝所得

年金の所得と給与の所得がある方はその合計額が「所得」となります。